

庄内町教育委員会議事録

令和2年第1回定例会

令和2年1月29日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和2年第1回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和2年1月29日(水)
 - 開会 午後2時03分
 - 閉会 午後3時35分
- 2 会議場所 庄内町役場立川総合支所 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和元年第14回定例会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 令和2年度庄内町育英資金貸付者募集要項について
 - (3) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第1号 庄内町公民館管理人規程を廃止する規程の設定について
 - 日程第2 議案第2号 庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程の制定について
 - 日程第3 議案第3号 庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の制定について
 - 5 協 議
 - (1) 庄内町立学校施設利用条例施行規則の全部改正(案)について
 - (2) 庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正(案)について
 - (3) 庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の一部改正(案)について
 - (4) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部改正(案)について
 - (5) 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部改正(案)について
 - (6) 前田野目農村公園管理運営規則の全部改正(案)について
 - (7) 庄内町菁莪庵管理運営規則の一部改正(案)について
 - 5 その他
 - (1) 第2回教育委員会定例会の開催について
日時：令和2年2月27日(木)午後1時00分
場所：立川総合支所3階 第二会議室
 - (2) その他
 - 6 閉 会
- 4 出席者

教育長	菅原 正志
教育委員	今野 悦次(第一職務代理者)
教育委員	梅木 均(第二職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ
教育委員	齊藤 雅子
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 長堀 幸朗(庄内町狩川)
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 美枝
社会教育課長	上野 英一
社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿部 浩

指導主事	高橋 一枝
指導主事	富山 裕二
教育課主査兼学校教育係長	清野 美保
教育施設係長	押切 崇寛
文化スポーツ推進係長	池田 省三
教育課長補佐兼教育総務係長	佐藤 貢

開 会	(午後2時03分)
教育長	令和2年第1回庄内町教育委員会定例会の開会を宣し、2議事録承認令和元年第14回定例会議事録承認について、事前に配布しておりましたが、何か訂正等があればお伺いします。
各委員	[質疑の声なく]
教育長	令和元年第14回定例会議事録承認の同意を確認し、3報告(1)経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。) 1月8日に開催された総合表彰式並びに新春を祝う会の参加について、委員の皆さんの参加を確認できていないので、参加された方があればこの場で教えていただきたい旨述べます。
教育長	各委員の出席についても記載しておりますが、1月8日の分も含めて確認いたしますがどうでしょうか。
太田委員、齊藤委員	1月8日の総合表彰式並びに新春を祝う会に参加した旨発言する。
教育長	1月8日の総合表彰式並びに新春を祝う会に太田委員を齊藤委員が参加されたということなので追記をお願いします。その他に経過報告について記載漏れ等がないのか再度問う。[質疑の声なく]報告(1)経過報告を終了し、報告(2)令和2年度庄内町育英資金貸付者募集要項について報告をお願いします。
佐藤課長補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。) 平成31年度〔令和元年度〕の新規貸付からは一般会計からの資金増強部分の基金への繰入をすることなく運営を進めています。そのために新規貸付者の貸付金額を1,900万円程度とし、限度額を設けて行うことになるが、その限度額を超えるような新規の申し込みがあった場合は、月額部分の貸付金額を保証し、入学時の一時金貸付額での減額の調整を図り、貸付対応となる旨説明する。
教育長	昨年度から一般会計からの繰り入れをせずに自前で貸付を行うことにしており、資料に記載するように予算額を超える場合は、一時金貸付額を減額し調整をするということで、昨年度から変更になっています。
今野委員	申し込み件数は、例年から比べるとどの様な状況となっていますか。
佐藤課長補佐兼教育総務係長	前年度と比較し、新規貸付者と想定した人数よりも非常に少なく、その為、新規貸付額も予算額として想定した額より少なくなりました。ただ、一般会計からの繰り入れをせずに持続的な基金運用を図っていくためにも、想定の新規貸付予算額より少なくても、基金運用額にゆとりが出て令和2年度に新規貸付の予算額を増やすことは考えていません。
今野委員	人数的には少なくなってきている傾向にあるということですね。
佐藤教育課長	全体的に令和元年度の新規貸付者数も少なかったため、頭打ちでの一時金貸付額の減額調整することはありませんでした。
梅木委員	貸付についてですが、公立と私立の大学の貸付額については、その額の違いは今のところない訳ですけど、私学に通うことになる子は入学金等の納付金の関係でかなり負担があると思うのですが、今後その辺はどうなりますか。

佐藤教育課長	前提としているのが、国公立の大学を基準とした額をずっとこれまで継続してきましたので、そのベースとなる部分を崩してしまうと、今までの人とこれから借りようとする人とで利用条件での差が当然でますので、同じ基準で運用を図っていくという考えで、国公立大学を基準として貸付を継続していくことになるのだと思っています。
梅木委員	私学の貸付額を設けることになると基金も当然増額していかなければならない訳であり、今後も私学へ進む子もかなりの多くいるものと思っています。
佐藤教育課長	ただ、学生支援機構の現在の貸付では、国公立と私立では貸付額を違えています。また人によってはこの奨学金を借りても、また別のものも借りることができるので、その辺は選択しての判断と考えています。
教育長	借りるということは当然返済もある訳です。今の時代は卒業後に就労し、日々生活する中で返済していくことは厳しいことですので、その辺のことも十分考えて希望者が少なくなってきていますので、育英資金の貸し付け方も難しい時代にあるのだと思っています。
梅木委員	大学に進学するとなると在学の期間にプラス3年であるので7年間で返済することになるのですよね。かなり厳しいですね。
佐藤教育課長	各自の返済計画を自分でたてることになりますので、7年間の返済でなくてもいいですし、ボーナス時に多く返済するなどを選択して、7年間の中で計画的に返済を行うことになります。
今野委員	7年間となるとかなり負担が膨らみますよね。
教育長	本当は借りたほうがいいと思う学費の支弁が厳しいと思われる人は、将来返すのが大変だから借りるのを遠慮する。そんなに借りなくてもいいと思われる人は、返す余裕もあるから、ちょっと借りようと思っても基準に当てはまらず借りることができない。自然と実際借りることができる人は減ってきている。これは本町だけではなく全国的な傾向として報道されています。本町の場合は、このような状況で先ずはやって行こうと思っております。よろしいですか。次に報告(3)その他はございますか。(その他の報告事項はなく)4付議事件に移ります。日程第1議案第1号庄内町公民館管理人規程を廃止する規程の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	法制度の改正に伴う廃止になりますが、ご意見、質問はございますか。〔質疑の声なく〕それでは採決いたします。議案第1号庄内町公民館管理人規程を廃止する規程の設定についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第1号庄内町公民館管理人規程を廃止する規程の設定については原案のとおり可決されました。続いて日程第2議案第2号庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	日程議案の提案順の変更を申し出る。議案の提案の流れとして議案第3号庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の制定についての提案採択を踏まえて、議案第2号庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程の制定について説明し、採決する流れが適切ですので、提案の順番を変えて、議案第3号庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の制定を先に提案してよろしいでしょうか。

教育長	その様に提案してください。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(議案第 3 号庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の制定について及び議案第 2 号庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程の制定について、関連により一括して資料に基づき説明する。)
佐藤課長補佐兼教育総務係長	議案第 3 号の資料の訂正について発言する。 議案書 2 枚目に 1 枚目の改正する議案内容と同じものを載せておりますので削除を求める。
佐藤教育課長	議案第 3 号の 2 枚目が 1 枚目の中に全て入っていますので、必要のない部分が入ってしまいましたのでこの部分を割愛ください。
教育長	庄内町の社会教育の施設の長である公民館長及び図書館長は、これまでと違って顧問という立場になるので、事務的な職員の監督及び指揮権が無くなるということなので、その代りの者をどうするか等をこの規程で定める訳ですが、少し分かり易く具体的に説明をしてください。
今野委員	これまでの公民館長は顧問という役職になりますが、顧問とはどんな役目なのですか。
阿部課長補佐兼社会教育係長	特別職の館長として残しましたので、町民への対外的な役職としては、館長ということになります。ただ、今までであった事務として、職員の旅行命令ですとか 5 万円以下の予算の執行に対する決裁の事務とかは、先程説明した例規の改正により無くなります。今後は顧問としてどのような立場になるのかという指導助言する立場となります。指導助言するためには、公民館の運営状況等を当然把握していなければ出来ませんので、これまでどおり公民館には足を運んでいただかなければなりませんし、これまでどおり対外的な地域の顔として、外のいろいろな団体の会合等に案内される時は、館長としての立場で出向くことは良しとしております。例えば、町民運動会での館長としてのあいさつですとか、卒業式や入園式では館長として招待を受けるなど、そういったものには館長の立場で出向くこととなります。
今野委員	実際これまでの事務的な館長としての立場が係長になるということですか。
阿部課長補佐兼社会教育係長	そうです。簡単に言えば印鑑で決裁をしていた部分がなくなるということです。
教育長	事務の決裁権限がなくなるということです。
上野社会教育課長	学区や地区での館長という位置づけはこれまでどおり変わりがないということです。あくまでも内部的なところで若干修正させていただいているということです。
教育長	よろしいですか。それでは議案第 2 号庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程の制定についてと議案第 3 号庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の制定についてを併せて採決いたします。ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 2 号庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程の制定についてと議案第 3 号庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の制定については原案のとおり可決されました。続いて 5 協議事項に移ります。(1) 庄内町立学校施設利用条例施行規則の全部改正(案)についてを協議します。説明をお願いします。
佐藤教育課長補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)

教育長	これまでと一番違いがあるのが使用料の減免の部分となっています。減免別表について聞きますが、80%減免になるところが3箇所、50%減免になるところが1箇所ありますが、これまでこの部分の減免の扱いはどうだったのですか。
佐藤教育課長補佐兼教育総務係長	80%減免となるところが今までは免除であり、50%減免のところは80%減免になっていました。
教育長	1ランクずつ減免率が下がったということですね。それが大きく違ったということですね。これからの協議題もほぼ全てこのことに関するものになっています。何か質疑はございますか。これは学校施設のこと、学校の体育館や講堂などの利用に係るものです。よろしいですか。それでは次に移ります。(2)庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正(案)についてを協議します。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	公民館の利用に関してですが、少し飲酒を伴う利用について分かりづらい部分ではありますが、確認ですが申請書で飲酒を伴う場合は、飲酒の開始時間を例えば午後6時からと記載すれば、その時間が少しづれても申請書に記載通りの時間での使用料金になると考えていいのですか。
阿部課長補佐兼社会教育係長	基本はそうように考えています。現実的にはいろいろなケースが発生するものと思っていますし、ケースバイケースで対応せざるを得ない部分があるかと思いますが、その辺のところは各公民館で利用にそれぞれ差異が生じないように今後しっかり調整して、各公民館係長とも確認はしたいと思っています。
教育長	その辺は大変な事だと思います。他には、例えば女性の方々の利用で会議終了後にお茶とかお菓子とか食べ始めて利用する場合は、飲酒をするのではないので使用料金に影響するものではないと考えていいのですね。
阿部課長補佐兼社会教育係長	そうです。
教育長	それでは男性だけの会議で今日はノンアルコールの会議利用ですとなれば、飲酒なしと申請すれば、使用料はそのままよいということですね。
上野社会教育課長	飲酒をすることであるのでアルコールを飲む場合のみの対応となります。後は申請書のとおり性善説の対応をすることになります。
教育長	女性10人の飲酒なしの会議の中に男性の来客が一人あり、その一人だけがアルコールを飲むとなった場合は減免率が下がる訳ですね。その様な事もあり得るということですね。これを守るのは大変な事だと思います。でも、子ども達が使う場合は今までどおり免除になるということです。後は減免率が下がるということです。
梅木委員	確認ですが、例えば自治会で公民館を利用する場合で、夏祭り第二公民館を午後から利用してそこで飲酒を伴う場合は、今まで全額免除であったものが80%減免ということになるのですか。
阿部課長補佐兼社会教育係長	夏祭りはどうかと言えば別にしてですが、自治会等は、新旧対照表の7頁の中の(8)町内の集落の地内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体に該当しますので、基本使用料は免除になります。ただし、冷暖房使用料は減免なしということになります。ただ、夏祭りで飲酒を伴うものであれば、先程のお話したとおり、免除ではなく80%減免ということになります。
梅木委員	そういう事ですね。今までは免除になっていた訳ですよ。
阿部課長補佐兼社	基本使用料は今までも免除でした。今後も免除ですけども、飲酒をすれば

会教育係長	80%減免となります。これまでも規定はあったのです。
梅木委員	今までも 80%減免という規定はあったのですか。
阿部課長補佐兼社会教育係長	新旧対照表の 4 頁の 2 項の中にその利用が飲酒のみを目的とする場合の減免額はとあります。ただこれは、4 月からは飲酒を開始した時間からと整理していますが、今までは会議もなく最初から飲酒だけで利用する場合の公民館利用は 80%減免としていました。例えば、最初は自治会の総会をして、その会議が終わった後に飲酒をしても免除のままとしておりました。ただ、今後は飲酒を開始した時間からは 1 段階減免率を下げますよということになります。
梅木委員	今自治会では、総会前で来年度の予算も組まなければならない段階にきているので、少し突っ込んで質問させていただきました。
教育長	よろしいですか。他にございますか。
太田委員	新旧対照表 1 頁の第 3 条の中で「館長は、」とありますが、顧問となる館長を指すということですよ。確認なのですが、そうすると係長は先程あったとおり公民館、教育機関の長等ということで、ここに記載があるのは顧問としての館長ということの捉え方でいいのですね。
教育長	そうです。
阿部課長補佐兼社会教育係長	対外的には館長で、位置づけとしては顧問という立場になります。
教育長	よろしいですか。次に移ります。それでは (3) 庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の一部改正 (案) についてを協議します。説明をお願いします。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	文化創造館についても考え方は公民館や学校施設のものと同じですので、何か内容についてご質問があればお願いします。今までは大ホールと他の部屋を分けて考えていたものが、これからは全部一緒にして同じ考え方で行いということですね。よろしいですか。それでは次に移ります。(4) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部改正 (案) についてを協議します。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。) 減免の考え方が公民館設置規則の改正に準ずることになるので、この規定の改正は条ずれや文言の整理の改正となっている旨説明する。
教育長	何か質疑はございますか。よろしいですか。次に移ります。(5) 庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部改正 (案) についてを協議します。説明をお願いします。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	今までは庄内総合高校の部活動の減免は 80%減免となっていたのですね。今度は免除になるのですね。
池田文化スポーツ推進係長	そうです。町の方針、特例により免除になります。
教育長	今まで 20%負担していたということですね。減免率が少し変わったということのようですが、何か気になる点、ご質問があればお願いします。どうですか。よろしいですか。これは来月の定例会で付議事件となるのですか。
佐藤教育課長	そうです。その予定ですが、利用団体への周知が必要なので、本日は協議としていますが、なるべく早い段階で専決をして議案として報告するような形とな

	ります。ただ、条例等審査専門部会議での審査が完全に済んでないので、ほぼ同じような内容となると思われますが、若干変わるところが出てきても専決議案の報告で対応したいと考えています。
教育長	皆さんからは見直しをいただいて何か質問がございましたら後で受けたいと思います。
上野社会教育課長	2月1日号の広報しようないで今回の使用料改定の基本的な考え方が周知になりますので、ただ、それが出ていくといろんな所から問い合わせが来ると思います。早めに減免のところを押さえておかないと駄目なのかなと思っております。
教育長	よろしいですか。次に移ります。(6) 前田野目農村公園管理運営規則の全部改正(案)についてを協議します。説明をお願いします。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。) 冒頭、協議題の「一部改正」を「全部改正」への訂正を述べる。
教育長	新たに「ひだまり」も使用料徴収することになるので、規定の全体的な改正が必要となりました。例えば、自治会等で親睦のグランドゴルフ大会を行う場合はどうなるのですか。
池田文化スポーツ推進係長	自治会等の場合は、別表の(6)に当たり80%減免となります。
教育長	(6)で80%減免ということですね。では、占有する占有しないというところの基準はどうなるのですか。
池田文化スポーツ推進係長	大会を開催するということです。
教育長	大会開催ということなのですね。どうなのですか。
池田文化スポーツ推進係長	他の利用者からコースから出て行ってくださいと言われて、出て行く必要がないのが占有です。逆にフリーでコース利用をしていて、他の人が占有利用を申出ている場合は、出て行かなければなりませんので、独占してそのコースを使いたいとする場合のみ占有ということで申請書を出していただいて、使用料金を支払うシステムになろうかと思います。
教育長	今までもその事でのトラブルはあまりなかったですよ。
池田文化スポーツ推進係長	これまでも基本的に占有する場合は申請書を出していただいていたいました。
上野社会教育課長	ひだまりの場合は、新たに使用料を設定することになりますので、一番大きな利用団体が余目グラウンドゴルフ協会ですので、1月中旬にグラウンドゴルフ協会の役員にお出でいただいて内容の説明し、更には意見交換を行ったところです。まずはご理解いただいたものと思っております。また、先程の笠山のグラウンドゴルフ場については、体育施設の規則に規定しております。こちらの方も新たな使用料の設定となりますので、これについては立川グラウンドゴルフ協会に説明をして了解をいただいたところです。
教育長	よろしいですか。次に移ります。(7) 庄内町菁莪庵管理運営規則の一部改正(案)についてを協議します。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	菁莪庵では飲酒等を想定しないということですか。
佐藤教育課長	根本的に茶室であると理解しています。どうなのでしょう。
阿部課長補佐兼社	飲酒については認めていません。まして無人施設であるので確認することでも

会教育係長	きません。
教育長	そうですね。それではよろしいですか。以上で協議事項を終了します。申し訳ございませんが、3 報告 (3) その他で施設係からの報告が漏れてしまいました。今そのことについて報告をいたします。説明をお願いします。
押切教育施設係長	(資料に基づき説明する) 本町における GIGA スクール構想の実現に向けた予算要求のための準備の状況等について説明する。
教育長	今の時点で何か質問はございませんか。
佐藤教育課長	4 年を掛けて一人 1 台のパソコン端末の整備を実現するという計画で、それに乗れば今説明された額が掛かるということです。ただ、今やらなければ補助金が付かない部分があるということです。
今野委員	児童、生徒一人ひとりに 1 台ずつパソコンを持つことが良い事なのかどうかの議論をするさなかに、国の方でこのように出してくれば、要は乗っかるしかないような状況になるのだと思います。
教育長	幾つかの市町に問い合わせをしてみたところ、やらないというところも幾つかあります。一つは財源がないということ。また一つは日的に厳しいということ。どんなイメージでこれを使うのかをなかなかイメージ出来ないという事とかがあります。一方では国が支援するので今がチャンスということで積極的に取り組むというところもあるので、これに対応する各自治体ではいろんな反応の仕方があると思います。
今野委員	大きくお金が掛かるので大変なことですね。
教育長	小学校 1, 2 年生に端末を持たせて効果的な指導が可能なのか。これについては皆さんともう少し議論していきたいと思います。今は、この様な状況にあるということの報告をさせていただきます。それでは 6 その他に移ります。(1) 第 2 回教育委員会定例会の開催について少し皆さんと相談したいと思います。課長から説明をお願いします。
佐藤教育課長	次回の定例会の開催ですが、2 月 27 日木曜日の開催ということで日にちだけを記載しております。実は事務局の考えとしては、午前中に定例会を開催し、午後から総合教育会議の開催を予定し町長日程を確保しておりましたが、前回の定例会の確認で今野委員からは都合が悪いとの話を受けましたが、町長日程を調整しようとしたところ、日程を動かさない状況にあったので、委員全員の参加で開催するのが前提であるということから、27 日の総合教育会議の開催は厳しいものと考えましたが、今野委員の午後からの時間の調整が可能であれば、調整をお願いいただければと思うところです。
今野委員	会議は 2 時間くらいですか、出来れば早い時間の日程であれば調整が可能と思います。
佐藤教育課長	午後の早い時間ですか、午後 1 時からではどうですか。
今野委員	午後 1 時からであれば大丈夫です。
佐藤教育課長	その日の午前 10 時から定例会を予定していますが、そちらの出席は大丈夫ですか。
今野委員	何とか調整はしてみます。
佐藤教育課長	予定どおり午前 10 時から定例会を午後 1 時から総合教育会議を開催したいと思います。よろしく願いいたします。
今野委員	町長も午後からでなければ駄目なのですか。
佐藤教育課長	町長日程は、今のところその日は何も入っていませんでしたので、頼めば総合

	教育会議を午前に持っていくことも可能であると思います。
今野委員	どちらかと言えば午前中であれば都合がいいのですが。
佐藤教育課長	そこまで確認してなかったのですが、午前中にもっていければ調整を行って、定例会も併せて調整を行わせていただきます。
教育長	午前10時から12時と午後1時から午後3時の時間帯をセットで考え、調整させていただきます。
佐藤教育課長	その結果については後で連絡させていただきます。
教育長	(2) その他について連絡するものはございますか。
佐藤教育課長補佐 兼教育総務係長	(令和元年度教育委員会研修視察の実施について、資料に基づき説明する。)
教育長	他にその他についてございますか。〔その他に係る事項が無く〕令和2年第1回教育委員会定例会の終了を宣する。
閉会	(午後3時35分)